

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月9日

長野県知事 様

提出者

住所 長野県駒ヶ根市赤穂6073番地

(法人にあつては、主たる事業所の所在地)

氏名 株式会社 倉田工務店
代表取締役 倉田 秀紀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0265-83-7134

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第55条第1項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 倉田工務店	5100001021195
事業場の所在地	長野県駒ヶ根市赤穂6073番地	
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日	

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	0611 一般土木建築工事業
②事業の規模	令和4年完成工事高 700,938千円
③従業員数	17名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>主な処理フローは、以下の通りです。</p> <p>工事現場 ⇒ 処分業者</p> <p>工事現場 ⇒ 社内中間保管 ⇒ 処分業者</p> <p>(社内発生した紙くず・木くずの一部は、小規模焼却炉で焼却して減量しています。)</p>

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- 管理責任者(社長) — 建築責任者 (兼建築部長)
 — 土木責任者 (土木部長)
 — 営業責任者 (営業部長)
 * 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会受講者
 — 事務局(総務部長)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和4年度)実績】		*別紙参照して下さい。	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t		t
	(これまでに実施した取組) 弊社は、住宅建築工事・土木工事及び関連する解体工事等を行なっています。工事量や工事内容により、廃棄物排出量が大きく影響されるのが実情です。いままで、材料のプレカット材利用やコピー用紙の裏紙利用・端材利用を積極的に取り組んできました。			
②計画	【目標】		*別紙参照して下さい。	
	産業廃棄物の種類			
	排出量	t		t
	(今後実施する予定の取組) 再生可能なものは、再生業者に出す。従来から取り組んでいる内容(プレカット材利用、裏紙利用、端材利用等)は、継続していきます。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出先との連携により、分別排出に努力しています。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新たな分別ニーズが発生したら、積極的に分別排出に努めます。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	（これまでに実施した取組） コピー用紙の裏紙利用、建築端材の再生利用は、意識的に推進していますが、削減量管理までは、しておりません。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	（今後実施する予定の取組） がれき類の社内再生利用は、実施できれば、効果としては大きいですが、設備投資もかかり、導入の具体化はできておりません。	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1.05 t	10.4 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	紙くず	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1 t	10 t
（今後実施する予定の取組） 小規模焼却炉にて、前年同程度の減量をするように努力します。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t t
	（これまでに実施した取組） 実施しておりません。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定はありません。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	全処理委託量	651.96 t t
	優良認定処理業者への処理委託量	t t
	再生利用業者への処理委託量	651.96 t t
	認定熱回収業者への処理委託量	t t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t t
	（これまでに実施した取組） 処理委託する業者は、登録された業者を選定しています（当然のことですが）。がれき類は、再生可能なものは、再生処理業者へだすことで、リサイクルに努めています。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	
	全処理委託量	500.00 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	500.00 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 再生利用可能なものは、意識的に、再生利用業者にだすように継続しま す。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

令和 4 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託											
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さのうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量			
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法律	1 燃え殻																			
	2 汚泥	0.55	5.00									0.55	5.00							
	3 廃油																			
	4 廃酸																			
	5 廃アルカリ																			
	6 廃プラスチック類	20.69	21.00									20.69	21.00							
政令	1 紙くず	1.05	2.00					1.05	1.00				1.00							
	2 木くず	22.06	20.00					10.40	10.00			11.66	10.00							
	3 繊維くず																			
	4 動植物性残さ																			
	5 ゴムくず																			
	6 金属くず	4.52	4.00									4.52	4.00							
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	49.808	48.00									49.808	48.00							
	8 鉱さい																			
	9 がれき類	651.96	500.00									651.96	500.00		651.96	500.00				
	10 家畜ふん尿																			
	11 家畜の死体																			
	12 動物系固形不要物																			
	13 ばいじん																			
	14 処分するために処理したもの																			
廃蛍光管(水銀含有廃棄物)																				
合計	750.63	600.00	0.00	0.00	0.00	0.00	11.45	11.00	0.00	0.00	739.18	589.00	0.00	0.00	651.96	500.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄にそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量を記載してください。